

調整力募集要綱(案)に対するご意見への回答

沖縄電力株式会社
2019年8月30日

対象要綱	該当箇所	意見	回答
<p>電源Ⅱa (P.13) 電源Ⅱb (P.12)</p>	<p>「第5章 募集概要 3 (1) 運用要件イ 需給運用への参加および運用要件の遵守」にある</p> <p>「当社が電源Ⅱ周波数 (or 需給バランス) 調整力を必要とする場合は、GC前であっても可能な限り並解列等の指令に従っていただきます。なお、この場合、当社約款に基づくBGの発電計画値に制約を及ぼさないものと致します。」</p> <p>という文言について</p>	<p>並解列指令について、契約者側が並解列指令を免れるケースを例示するなど、条件を明確にしていきたい。</p> <p>並解列の指令を行う場合は、本調整契約に基づく調整力の行使であること、及び当該指令を行う理由を予め明確にしていきたい。</p> <p>解列指令の結果、契約者（発電事業者）において供給先への電力供給が不可能となる場合、沖縄エリアでは発電不可時における卸電力市場からの代替調達手段がないことから、当該契約者の供給先に対し、解列中の代替供給等の措置を講じていきたい。</p>	<p>調整契約に基づく指令には、“可能な限り”従っていただくとしていますので、原案のとおりといたします。</p> <p>当社は、周波数調整及び需給バランス調整を行うため並解列指令を行います。また、調整契約に基づき並解列指令を行った場合は、調整力の行使となりますので、原案のとおりといたします。</p> <p>調整契約に基づき解列指令を行った場合、発電販売計画は変更しないため、代替供給力の調達は不要です。</p>
<p>電源Ⅱa (P.16) 電源Ⅱb (P.16)</p>	<p>「第7章 契約条件」及び契約書（ひな型）について</p>	<p>発電・小売部門と電力受給契約を締結しながら、送配電部門と調整力契約を締結する場合、単価等の契約条件は改正電気事業法第23条の一般送配電事業者の禁止行為等に則り、発電・小売部門と送配電部門では一切情報は共有されないと考えております。</p> <p>上記認識に問題がなければその旨を募集要綱または契約書のひな型（第30条の「第三者」の定義を明確にする等）に明記していただきたい。</p>	<p>ご認識のとおり。</p> <p>募集要綱 (P.3) 「2. 守秘義務」において、当社（送配電本部）は契約に関わる協議等を通じて知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならないと定めており、当社（送配電本部）以外となる発電・小売部門は第三者に含まれることとなりますので、原案のとおりといたします。</p>

以上